参考資料５

障障発第０７２９００１号
障精発第０７２９００１号
老計発第０７２９００１号
平成１７年７月２９日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長

老　健　局　計　画　課　長

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関しては、これまで、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第

21 号、老計第 31 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村長は高齢者等の 4 親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、との手続を例示として示してきたところである。

しかしながら、4 親等以内の親族の有無確認作業が極めて繁雑であることも要因となって、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続の例示を下記のとおり見直すこととし、併せて、別添１及び別添２を別紙のとおり改めたので、御了知の上、管内市町村に周知を図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1　市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ 2 親等以内の親族の有無を確認すること。

2　１の結果、2 親等以内の親族がいない場合であっても、3 親等又は 4 親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

（別添1）

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（認知症高齢者）

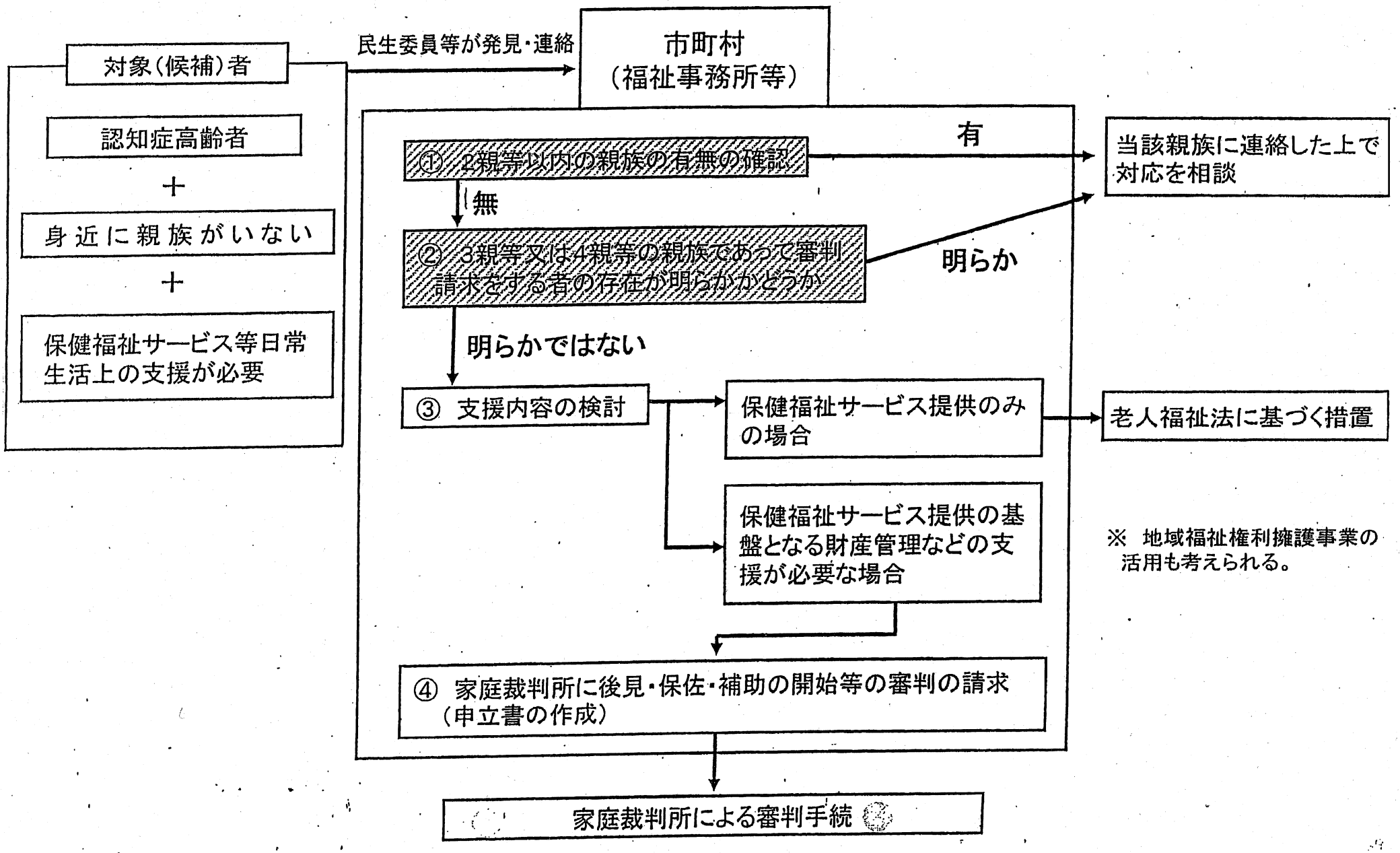

（別添2）　市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（精神障害者・知的障害者）

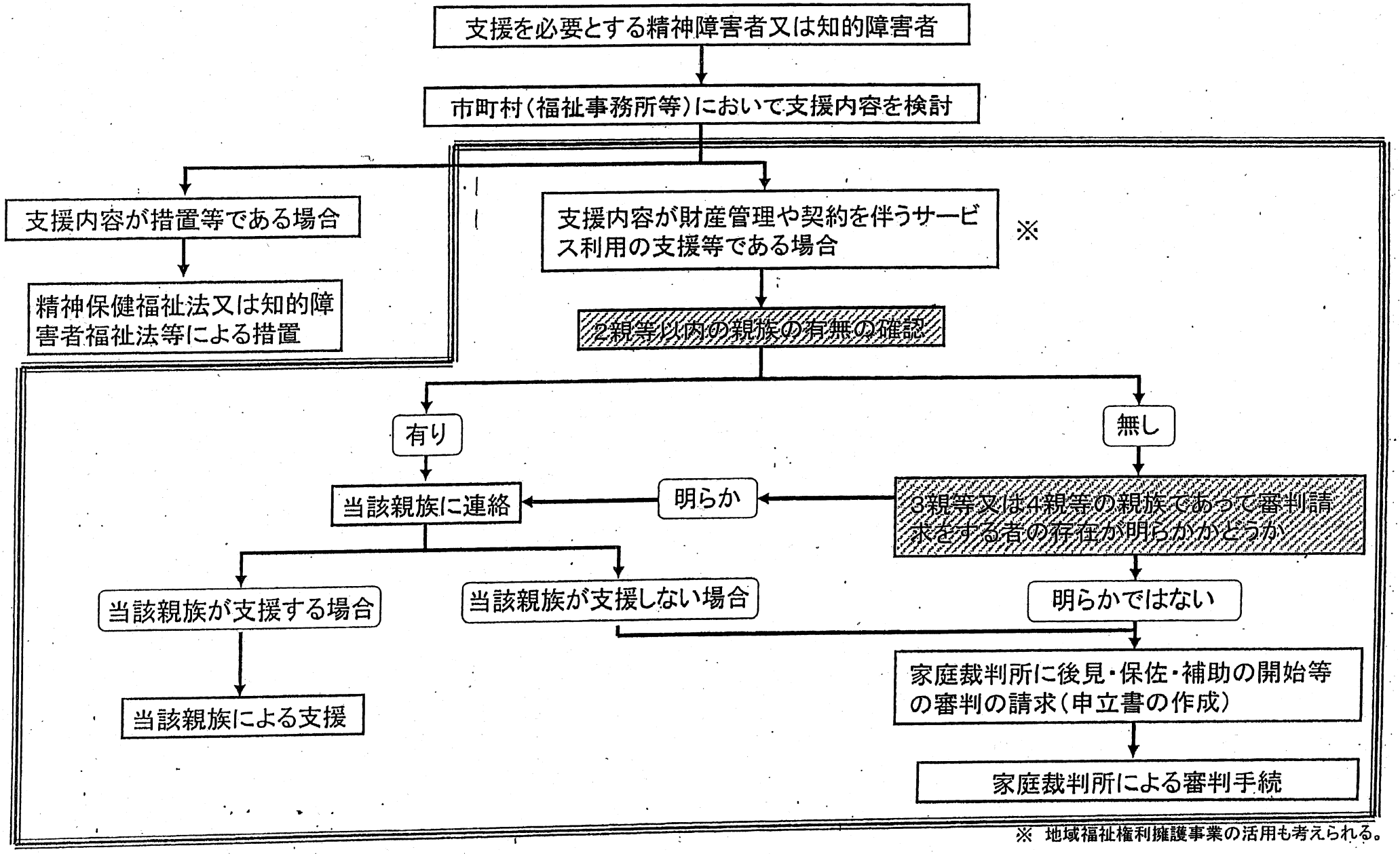

※　地域福祉権利擁護事業の活用も考えられる。